

平成 31 年度津山市地域包括支援センター運営方針（案）

平成 31 年 4 月 1 日

1 策定の趣旨

「津山市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務の方針を明確にし、地域包括支援センターが担う役割や業務の円滑な実施に資することを目的として策定する。

2 地域包括支援センター等の意識・目的

地域包括支援センターは、高齢者の住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、心身の健康の保持、生活の安定のために、介護予防の視点をもって、保健・医療・福祉等の制度やインフォーマル支援を行う地域包括ケアの拠点となることをめざす。

3 運営上の基本理念

(1) 公益性の確保

地域包括支援センターは、「公益的な機関」として、中立・公平な運営の確保に努める。

(2) 地域性の重視

地域包括支援センターは、地域の住民、関係団体、サービス利用者等の意見を汲み上げ、地域の特性や実情を踏まえ、地域が抱える課題解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働性の充実

地域包括支援センターの保健師・看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職がそれぞれの専門知識や技術を生かし、情報共有し、連携・協働しながら、積極的に問題解決に取り組む。

4 運営方法

(1) 地域包括支援センターは、地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日厚生労働省老健局通知老発第 609001 号）、地域包括支援センター業務マニュアル（一般社団法人長寿社会開発センター発行）、及び津山市と締結する津山市地域包括支援センター業務委託契約書に基づき、介護予防事業及び包括的支援事業を行う。

(2) 地域包括支援センターは、津山市地域包括支援センター運営協議会にお

いて、地域包括支援センターの運営理念に沿った包括的支援事業の実施を行い、より適正な運営に努める。

5 業務の基本方針

(1) 基本事項

地域包括支援センターは、地域の実情に応じて、PDCAサイクルシート等を活用し、事業ごとの重点課題・重点目標を設定し、それを評価することにより、特色ある事業運営に努める。

① 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は地域に暮らす高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続させるための支援であり、最善の利益を図るための業務遂行に努める。

② 地域や他職種との連携

津山市民生委員連合協議会や居宅介護支援事業所などの団体や地域住民と連携を深め、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

③ 個人情報の保護

地域包括支援センターは高齢者を中心として多種多様な個人情報を扱うため、その情報管理は徹底するとともに、守秘義務を遵守する。

④ 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情を受けた場合、その内容及び対応等を記録し、職員間で共有し改善に向けた取組みを検討するとともに、必要に応じて速やかに市に報告し協力して解決する。

⑤ 広報活動

地域包括支援センターの業務の周知、理解を得るため、リーフレットや広報誌を利用し、地域住民や関係者へ積極的に広報する。

⑥ 自己評価

地域包括支援センター及び地域包括支援センター職員が自らの取り組みを振り返り、評価することにより、地域包括支援センターの安定的・継続的な運営を行う事に努める。

(2) 総合相談支援業務

① 実態把握

地域の高齢者の心身状況や家庭環境についての実態把握を行うことで、地域の問題への早期発見、早期対応ができるよう取り組む。

② 総合相談業務

地域において安心できる中核的組織としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について総合的に相談できる体制をつくる。

また、緊急時に備え、夜間・早朝、平日以外にも連絡がとれる体制を確保する。

③ ネットワーク構築業務

ア 社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談を効果的、効率的に行う。

イ 地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに、総合相談等を通じて、支援が必要な高齢者に対して、各専門職によるチーム支援を行う。

ウ 認知症高齢者の見守りや消費者被害防止、閉じこもりの予防というニーズにネットワークを有効に活用する。

エ 支援が必要な高齢者には、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行う。

オ 問題の検討や発生の防止を図るための場として、「地域包括ケア会議」を開催する。

(3) 権利擁護業務

① 基本姿勢

問題を抱え生活する高齢者が、自らの権利を理解し、行使できるよう、専門性に基づいた支援を津山市社会福祉協議会が運営する「津山市権利擁護センター」と連携して行う。

② 成年後見制度

ア 認知症等により判断能力の低下がみられる高齢者には、適切な介護サービス利用や金銭管理、法律行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

イ 成年後見制度の円滑な利用にあたって相談に応じ、関係機関・団体等の紹介などを行う。

ウ 親族がいない場合は、成年後見制度利用の市長申立てについて、市に要請を行う。

③ 虐待対応

高齢者虐待の相談、通告があった場合には、速やかに当該高齢者の状況を把握し、関係機関と連携を図り、適切な対応を行う。

④ 消費者被害対応

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援をする。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

ア 地域における包括的、継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築するとともに、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

イ 地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

② 介護支援専門員に対する支援

ア 介護支援専門員の相談に、専門的見地から共に検討し、解決に向けての支援を行う

イ 介護支援専門員の抱える困難事例について、共に支援方針や具体的対応を検討する。

ウ 「介護予防・質の向上検討会議」の経過を踏まえ、介護支援専門員や介護保険事業者（訪問介護員、通所事業所等）の資質向上を図るため、情報交換会、事例検討会、研修会を実施する。また、主任介護支援専門員の会の事務局として、組織の育成や資質向上に向けた活動支援等を積極的に行う。

(5) 地域ケア会議の実施

① 地域包括ケア会議

地域包括ケア会議を開催することにより、地域包括支援センターの機能強化を図る。

② 小地域ケア会議

小地域ケア会議を拡大、充実することで地域課題を発見し、関係機関と課題共有を図り、課題解決に努める。

③ 個別地域ケア会議

個別地域ケア会議へ事例を提供し検討を重ねることで、自立支援に資するケアマネジメントを行い、ケアプランの質の向上を図る。

(6) 認知症施策

① 認知症初期集中支援事業

認知症初期集中支援チーム員が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、初期支援を包括的・集中的に行う。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

ア 認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者やその家族の総合窓口と

しての役割を果たす。

イ 認知症ケアパスの配布、認知症SOSネットの周知、認知症カフェの開始など、関係機関と調整、検討をする。

③ 認知症サポーター等養成事業

認知症サポーターや認知症キャラバンメイトの養成をすすめ、地域の認知症の理解をすすめる。

(7) 見守り体制の構築

① 高齢者に限らず、障害のある方や子どもを見守る体制を確保し、住み慣れた地域で安心した生活ができるまちづくりをめざして見守り協定の締結事業者を増加および見守り協定の理解を図る。

② 地域で認知症等が原因で徘徊する行方不明者が発生した場合を想定し、地域住民での捜索や発見時の対応方法の訓練を行い、地域で認知症やその家族を支える仕組みを構築する。

(8) 介護予防事業

① 一般介護予防事業の「めざせ元気!!こけないからだ講座」や「ふらっとカフェ」が住民の通いの場として、市内全域に拡大できるよう、未実施地区への働きかけを積極的に行う。

② 一人暮らし高齢者や高齢者世帯の状況把握を行い、介護予防事業や地域活動への参加を促したり、必要なサービスにつなげ、住み慣れた地域でその人らしく暮らせる生活を支援する。

(9) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、訪問型サービス及び通所型サービスのみを利用する要支援者及び事業対象者に対して、必要なケアマネジメントを実施する。

ただし、サービスありきではなく、要支援者及び事業対象者の「自立」や「予後予測」の視点をもってケアマネジメントを実施すること。

ケアマネジメントの実施にあたっては、その一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるが、委託先が特定の事業所に偏らないこととし、委託後も責任をもって関与する。

(10) 在宅医療・介護連携推進業務

津山市在宅医療・介護連携推進協議会及び事業に関する各部会に参加し、医療関係者や介護保険事業者との連携により、在宅医療・介護の一体的な提供体制をめざす。

(11) 生活支援体制整備業務

生活支援コーディネーターと協力し、高齢者のニーズを把握し、必要な生活支援サービスがスムーズに提供できるよう支援を行う。また、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを支援するために、地域における資源開発やネットワーク構築等の推進を図る。